

序章 目的と位置づけ

1. 目的

現行の鳥羽市都市マスタープランは、平成 9 年(1997 年)3 月に策定、平成 23 年(2011 年)に改定しています。

令和 6 年(2024 年)以降の鳥羽市(以下、「本市」という。)が目指すまちづくりを具体的に示すものとして、次期の鳥羽市都市マスタープラン(以下、「本計画」という。)を策定します。

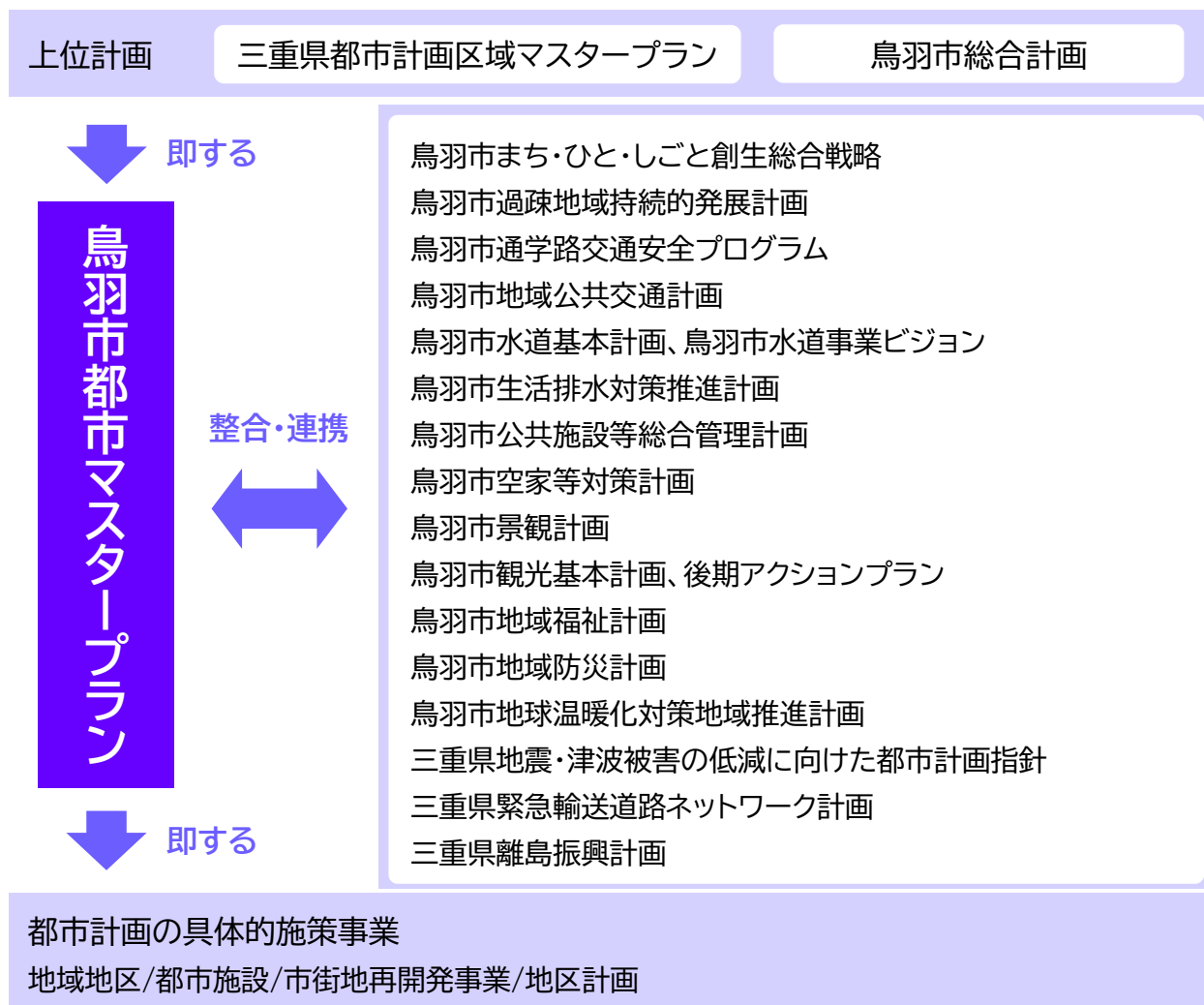
現行計画の策定以降、東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生等、社会経済情勢や時代の潮流に大きな変化がみられます。本市を取り巻く社会動向等を踏まえたうえで、関連する計画等と整合を図りながら、本計画を策定します。

2. 位置づけ

都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第 18 条の 2)」として、「鳥羽市総合計画」並びに「三重県都市計画区域マスタープラン」に即して定めることとされています。

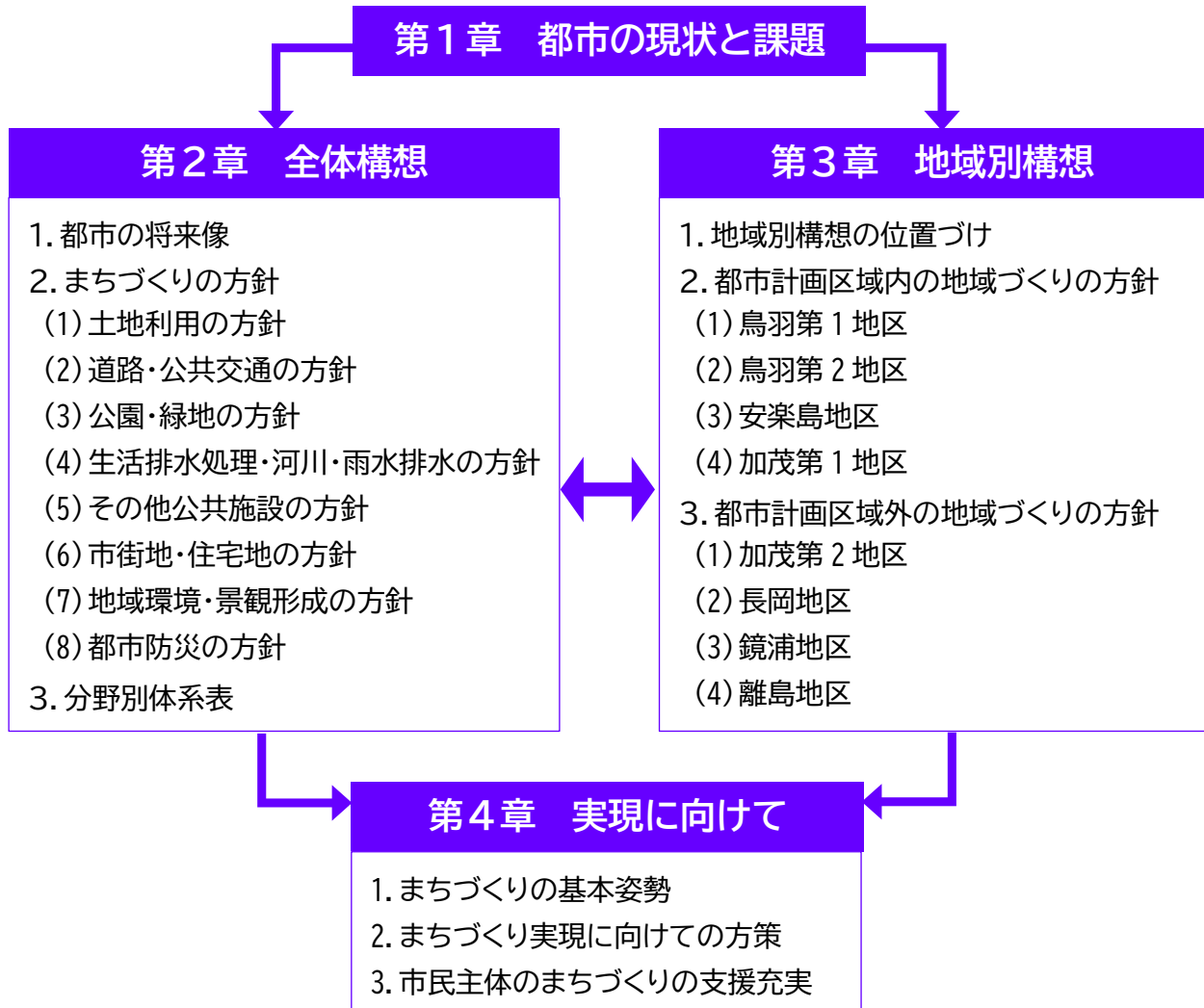
また、市町村の都市計画は都市マスタープランに即して実施する必要があるため、本計画は本市のまちづくりにおいて重要な指針となるものです。

なお、総合計画が総合的まちづくりの方向性を示すのに対して、都市マスタープランは、土地利用や都市施設(道路、公園、河川、下水道等)、市街地・住宅地、景観形成、都市防災等の都市の整備・開発・誘導や保全に関する方向性をより具体的に示すものです。



3. 構成

都市マスタープランは、都市の将来像や都市全体の土地利用、都市施設等のまちづくりの方針を示す「全体構想」、地域別のまちづくりの方針を示す「地域別構想」、及び本計画の実現に向けた「実現に向けて」を基本構成とします。



4. 計画対象及び目標年次

都市マスタープランは、都市計画区域を計画対象とすることが基本ですが、本計画においては、市域における一体的かつ総合的なまちづくりを推進するため、都市計画区域外を含む市全域を計画対象とします。

計画の目標年次は、概ね 20 年後のまちの姿を展望しつつ、10 年後の令和 16 年(2034 年)とします。